社会福祉法人狭山市社会福祉協議会役員等の韓國に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人狭山市社会福祉協議会(以下「本会」という。) の役員等の報酬等及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

- 第3条 役員等には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。
- (1)会長、常務理事については、報酬、退職手当を支給する。
- (2)前項に該当しない役員等については、退職手当は支給するが、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に別表1の通り費用を弁償する。ただし、交通費の実費が別表1の費用弁償額を超える場合には、本会旅費規程に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、別表1の費用弁償は行わない。
- 2 役員等に対する退職手当は、役員がその職に2年以上在職し、退職したとき、 または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者に ついては、その遺族に支払うものとする。
- 3 第1項で定める報酬、退職手当及び費用弁償について、狭山市または埼玉県の職員の身分にある者には適用しない。

(報酬等の算定方法)

- 第4条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める ものとする。
- (1)報酬については、別表2に定める額
- (2)退職手当については、別表3に定める額
- 2 役員等が職務のため出張したときは、本会旅費規程に基づき、旅費を支給する。 (報酬等の支給方法)
- 第5条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて 定める時期とする。
- (1)報酬については、毎月18日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、 本会給与規程第6条第2項に準じた日とする。
- (2)退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後3か月以内 に支給する。
- 2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。 附 則

この規程は、平成14年2月1日から施行する。 附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。 附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。 附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年11月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年2月14日から施行する。ただし、第6条の規定は 平成29年4月1日から適用する。
- 2 社会福祉法人狭山市社会福祉協議会役員退職手当支給規程は廃止する。

別表1 役員等の費用弁償額

1 理事 日額 2,000円

2 監事 日額 5,000円

別表2 役員等の報酬

1会長月額35,000円2常務理事月額25,000円

別表3 役員等の退職手当の額

1	2 年以上在職した者		5,000円
2	2 年以上 1 年増すごとに		2,000円
	ただし、最高限度額	2	0,000円
3	会長に対しては、2年以上在職した者	1	0,000円
4	会長は、2年以上1年増すごとに		4,000円
	ただし、最高限度額	4	0,000円
5	死亡したとき、上記の期間については同額とする	0	但し期間に満
	たない者		5,000円